

西会津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 7,695	千円 5,871,329	千円 168,084	千円 991,385	% 16.89	% 16.94

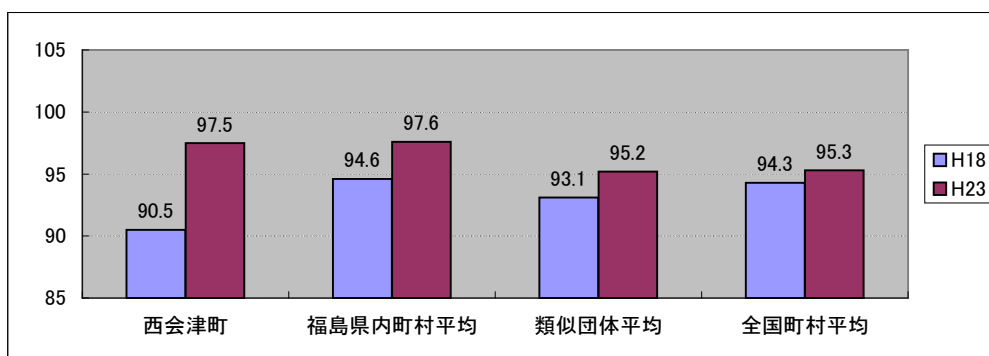
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 100	千円 380,528	千円 59,577	千円 137,066	千円 577,171	千円 5,771	千円 5,717

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況 福島県人事委員会

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
23年度	円 —	円 391,225	円 —	% △ 0.23	% △ 0.23	% △ 0.23

- (注) 民間給与については、東日本大震災の影響により人事委員会において県内の民間事業所を対象にした職種別民間給与実態調査を実施していないため、空欄としている。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
23年度	月 —	月 3.90	月 —	月 —	月 3.90	月 3.95

- (注) 特別職については、勧告が見送られた。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200
最高号給の給料月額	247,900	314,900	362,800	414,200	416,500	432,300

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西会津町	43.7 歳	334,300 円	381,800 円	355,882 円
福島県	44.1 歳	350,500 円	461,542 円	381,083 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.4 歳	322,165 円	375,584 円	352,415 円

②技能労務職

※技能労務職は1人で、個人が特定されるため掲載しない。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		西会津町	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	139,600 円	155,250 円	—
	中学卒	127,500 円	139,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	在職者なし	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
	中学卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし

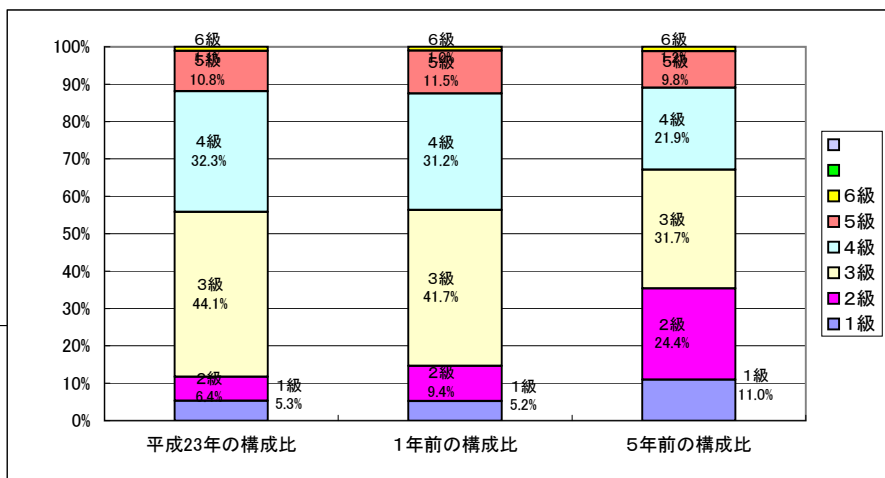
(注) 各区分とも該当者が少人数であり、個人が特定されるため掲載しない。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 人	構成比 %
1級	主事の職務	5	5.3
2級	副主査の職務	6	6.4
3級	係長又は主査の職務	41	44.1
4級	課長補佐又は主任主査の職務	30	32.3
5級	課長及び室長の職務 主幹の職務	10	10.8
6級	参事の職務	1	1.1

(注) 1 西会津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の給与に関する条例第5条第3項及び初任給・昇格及び昇給等の基準に関する規則第27条の規定に基づき、監督地位にある者の証明を得て、毎年4月1日の昇給にあわせて全職員に対し実施。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西会津町	福島県	国
1人当たり平均支給額（22年度） 1,413千円	1人当たり平均支給額（22年度） 1,608千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(2) 退職手当（23年4月1日現在）

西会津町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年早期退職者特別措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年早期退職者特別措置 (2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	—千円	18,117千円			

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算。ただし医師分は除く。)		329 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22年度)		12.9 %	
手当の種類 (手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
出張徴収業務手当	出張徴収事務に従事した職員	出張徴収事務に従事した場合	日額 300円
防疫業務手当	伝染病の防疫作業に従事した職員	伝染病が発生し、若しくは伝染病の疑いのある患者の収容その他の処置並びに伝染病患者及び集団発生地区又は発生のおそれのある地域の防疫作業等に従事した場合	日額 300円
医師手当	医師	医療業務に従事した場合	診療所長 月額650,000円 診療所長代理 月額620,000円
薬剤師業務手当	薬剤師	診療所の調剤業務に従事する場合	月額 3,000円
診療放射線業務及び診療エックス線業務手当	診療放射線技師及び診療エックス線技師	診療所の診療放射線業務及び診療エックス線業務に従事する場合	月額 3,000円
臨床検査業務手当	臨床検査技師	診療所の臨床検査業務に従事する場合	月額 3,000円
診療所看護業務手当	診療所の看護業務に従事する職員	診療所に勤務する主任看護技師、主任准看護技師若しくは看護師及び准看護師又は町長がこれらに準ずると認める職員が、看護等の業務に従事する場合	月額 3,000円
用地交渉業務手当	用地交渉事務に従事した職員	用地交渉事務に従事した場合	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	25,325 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	241 千円
支給実績 (21年度決算)	21,272 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	181 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者や子等の扶養親族を有する職員 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円等 (16歳から22歳まで5,000円加算)	同じ	—	17,085 千円	244,071 円
住居手当	自らの居住のため住居を借受け、月額9,500円以上の家賃を払っている職員 上限 27,000円	異なる	支払家賃9,500円以上を対象としている	3,952 千円	232,471 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関利用又は自家用車等により通勤することを常例とする職員 交通機関を利用する場合 月額運賃相当額 自家用車を利用する場合 2,700円から53,500円	異なる	自家用車等の支給額が国は2,000円～24,500円	7,701 千円	101,329 円
管理職手当	課長職以上の管理・監督の地位にある職員 参事 44,600円 診療所長 150,100円 課長 42,300円 診療所長代理 123,500円 主幹 29,800円	異なる	職制上の段階、職務の級等に応じて定額を支給	9,102 千円	650,142 円
寒冷地手当	寒冷地手当 11月から3月までの5ヶ月支給 7,360円から17,800円	同じ	—	8,349 千円	68,434 円

6 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	364,500 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	612,700 円	809,400 円 /	364,500 円
報酬	議長	265,400 円	364,000 円 /	220,000 円
	副議長	216,900 円	285,000 円 /	168,100 円
	議員	195,000 円	263,000 円 /	135,800 円
期末手当	町長	(22年度支給割合)		
	副町長	2.90 月分		
退職手当	議長	(22年度支給割合)		
	副議長 議員	2.90 月分		
備考	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×在職期間×支給率 (48/100)	8,398,080	任期ごと
	備考	給料月額×在職期間×支給率 (29/100)	8,528,784	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

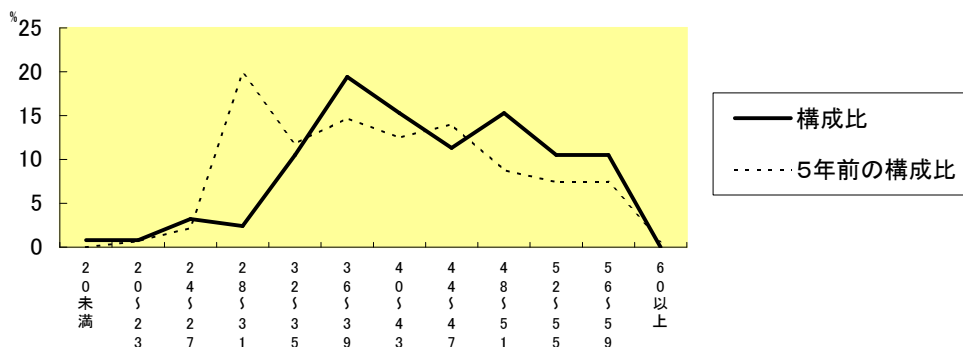
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	退職に伴う人員減 退職に伴う人員減
		総務	35	35	0	
		税務	6	6	0	
		民生	9	8	△ 1	
		衛生	14	13	△ 1	
		農水	12	12	0	
		商工	3	3	0	
		土木	7	7	0	
	計	89	87	△ 2		
	教育部門	14	13	△ 1	退職に伴う人員減	
小 計	103	100	△ 3			
公営企業等 会計部門	水道	3	3	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	17	17	0		
	小 計	24	24	0		
合計		127 [164]	124 [164]	△ 3 [0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	1人	4人	3人	13人	24人	19人	14人	19人	13人	13人	0人	124人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	94	96	92	88	89	87	△ 7 (△ 7.4%)
教育	15	15	15	15	14	13	△ 2 (△ 13.3%)
普通会計計	109	111	107	103	103	100	△ 9 (△ 8.3%)
公営企業等会計計	27	26	25	25	24	24	△ 3 (△ 11.1%)
総合計	136	137	132	128	127	124	△ 12 (△ 8.8%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 技能労務職員等の見直しに向けた取組方針

(1) 基本的な考え方・取組内容

技能労務職員については、退職者不補充とし、必要な業務には外部委託で対応してきた。
今後も、新規採用は行わない。